



令和7年度みんなでまちづくり事業 実施団体募集中!!

藤里町では、令和6年度に引き続き、みんなでまちづくり事業の実施団体を募集しております。

【募集内容】

- ① 地域の賑わい活動（1事業につき20万円を上限とする）
- ア 景観、歴史、文化、スポーツ等を活用した事業
 - イ 地域間、あるいは国際間の交流ある事業
 - ウ 観光・レクリエーションの振興を図る事業
 - エ 子どもの健全な育成を図る事業
 - オ まちおこしや地域の活性化に効果的な事業
 - カ 安全安心の地域づくりに資する事業
- ② 地域の環境美化活動（1事業につき15万円を上限とする）
- ア 町内の道路側溝の清掃
 - イ 河川や道路の草刈り・除草
 - ウ 公園等の除草及び清掃
(公共施設として管理されているものを除く)
 - エ 草花の植栽、管理

【対象団体】

- 1 町内会等地縁団体
- 2 NPO 団体・ボランティア団体
- 3 活動推進協議会等協議会
- 4 18歳以上で町に住所を有する5名以上の住民による団体

【令和6年度実績】

- ・地域の環境美化活動・・・3件
 - ・地域の賑わい活動・・・5件
- 藤里昔ばなし会・夏「藤里の怪談」
ファーマーズマーケット白神山々事業
藤里まちなかミュージック fes. 2024
馬坂出戸小比内地区自治会 防災講座
Fujisato JAZZ 2024

【お問い合わせ・申請先】

藤里町総務課企画財政係 ☎ 0185-79-2111
FAX 0185-79-2293

ふじさと白神のめぐみフェスティバル（町民祭）ボランティア募集

令和7年10月26日開催予定の「ふじさと白神のめぐみフェスティバル」を一緒に盛り上げてくれる方を募集します。

ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

※7年度から、町民祭は「ふじさと白神のめぐみフェスティバル」へ名称変更となりました。

【内 容】実行委員会への参加、イベント当日の運営等

【応募期間】令和7年5月30日（金）まで

【お問い合わせ・申込み先】

藤里町商工観光課 ☎ 0185-79-2115

交通安全作品コンクール 「あきた弁川柳」作品募集中！

○テーマ 「高齢者の交通安全」

【募集期間】令和7年6月13日（金）まで（必着）

【応募資格】・県内在住 ・6月13日時点で満65歳以上の方

【応募様式】作品の一部又は全部に「あきた弁」を使った交通安全を呼びかける川柳（五・七・五）

【応募方法】ハガキ、封書又はEメール（下記明記）

- ①あきた弁川柳作品（1人一句まで）
- ②作品の標準語訳
- ③氏名・ふりがな
(ペンネームの場合は本名を（ ）書きする)
- ④郵便番号・住所
- ⑤連絡先電話番号
- ⑥年齢（6月13日現在）

【お問い合わせ・応募先】

秋田県 県民生活課「交通安全あきた弁川柳」係
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
☎ 018-860-1523
Eメール：kotsu@mail2.pref.akita.jp



松 剪 定 講 習 会 開 催

【日 時】令和7年6月2日（月）8：30～12：00頃

【場 所】能代市シルバー人材センター敷地内

【対 象 者】能代市・藤里町に居住する原則60歳以上の方

【定 員】5名程度

【受 講 料】無料

【申込期間】令和7年5月29日（木）まで

【お問い合わせ・申込み先】

公益社団法人 能代市シルバー人材センター

☎ 0185-54-4688

FAX 0185-54-6037

E-mail city-noshiro@sjc.ne.jp

農 地 の 適 正 な 管 理 に つ い て

管理が不十分な農地は、病虫害の発生等の原因となるほか、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼしたり、火災や不法投棄を招くことが考えられます。

このようなことが無いように、農地法第2条の2には「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」という責務規定があります。

農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すには大きな労力と費用がかかることから、定期的に草刈りをするなど、農地を適正に管理しましょう。



【お問い合わせ先】

藤里町農業委員会

☎ 0185-79-2114